

事業実施時に必要な書類の留意点

農業会議等へ提出(提示)する書類と文書

・ 助成金交付申請を行う際に提出する書類 助成金

※所定の期日までに農業会議等へ書類が提出されない場合は採択を取り消し

・ 研修計画や雇用契約内容を変更する際に提出する文書 変更

・ 研修の中止、中断、取り下げを連絡する文書 中止・中断 取り下げ

※このほか農業会議等が行う現地確認で提示を求める書類があることに留意

助成金

変更

中止・中断
取り下げ

各種書類をHPからダウンロード

「農業をはじめめる. JP」を検索し、以下の場所よりダウンロードをお願いします。

(URL: https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/conducted/)

1 農業をはじめめる. JP

2 はじめめる. JP

3 はじめめる. JP

4 はじめめる. JP

5 はじめめる. JP

事業実施マニュアル

中止・中断・取下届出書
変更届出書
労働者名簿
個人情報の取扱いに関する同意書
履歴書(研修指導者用)
雇用契約内容確認書
様式2号-8 研修計画
出勤簿
賃金台帳
業務日誌

各年度回の助成金申請書

助成金交付申請を行う際に 提出する書類

①助成金交付申請書 (様式第10号)

記入例:48頁

②申請対象期間中の賃金台帳の写し

※研修実施月に支払われた給与額等が確認できるもの

※初回申請時は、正社員としての採用日からの賃金台帳を提出

③出退勤の時刻が記された出勤簿の写し

<法人等雇用就農者の出勤簿>

※申請対象期間中および研修実施月に支払われた給与の
算定対象期間の出退勤時刻等が確認できるもの

(初回申請時に必要な出勤簿の例)

- ・月末締め翌月10日払いの場合、研修期間(6月～11月分)の出勤簿に加え、5月1日～5月31日の出勤簿が必要
- ・20日締め当月末日払いの場合、研修期間(6月～11月分)の出勤簿に加え、5月21日～5月31日の出勤簿が必要

<研修指導者の出勤簿>

※研修実施月の出退勤時刻が確認できるもの

※法人の場合、代表者または役員は添付不要

個人の場合、代表者または代表者の親族は添付不要

助成金の交付申請は、以下のスケジュールに沿って必要書類を農業会議等に原則メールで提出すること

2023年度	2023 6 7 8 9 10 11						2024 12 1 2 3					
提出期限	2023年12月28日(木)						2024年4月30日(火)					
2024年度	2024 4 5 6 7 8 9						2025 10 11 12 1 2 3					
提出期限	2024年10月31日(木)						2025年4月30日(水)					
2025年度	2025 4 5 6 7 8 9						2026 10 11 12 1 2 3					
提出期限	2025年10月31日(金)						2026年4月30日(木)					
2026年度	2026 4 5 6 7 8 9						2027 10 11 12 1 2 3					
提出期限	2026年10月30日(金)						2027年4月30日(金)					
2027年度	2027 4 5											
提出期限	2027年6月30日(水)											

提出期限厳守！期限内に提出されない場合、助成金を交付せず採択取り消しとなります！

助成金の申請方法

①雇用就農資金HPから、令和5年度第1回の助成金関連ファイルをダウンロード
(URL: https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/conducted/)



②様式第10号 (Excel) を作成 + 添付書類を準備

※印刷して手書きで作成する方法もあります

③様式10号と添付書類を農業会議等にメールで送付

※手書きの方はPDF化したものをメールに添付して送付するか、郵送してください

助成金申請ごとに、以下の要件を満たすこと

①就業時間が週平均35時間以上であること

→ 要件を満たさない場合、年間を通じた平均で要件を満たすことを確認して支払う

②年間の研修時間がおおむね300時間以上であること

③賃金台帳に所得税および雇用保険料等の控除額が記載されていること

要件を満たさなければ採択取消となり、条件付きで支払った助成金がある場合は返還。不正等により助成金の返還を求める場合、補助金適正化法の規定に準じ、返還額に加算金を付加する。

研修計画の変更

変更

- **速やかに農業会議等に報告すること**

研修計画の変更

- ① 研修内容、研修場所
- ② 研修指導者の変更等
- ③ 経営体の形態・名称の変更(法人化等)
- ④ 結婚等による法人等雇用就農者の氏名の変更
- ⑤ 雇用契約内容の変更 等

※研修計画の変更内容が審査基準を満たさなくなったり、就業・研修実態が要件を欠く場合には採択の取り消し

研修計画等を変更する際に 提出する文書と書き方

<提出する文書>

雇用就農資金申請書変更届出書(様式第6号)

記入例:43頁

<記入項目と記入上の留意点>

1 研修指導者に変更があったとき

- (1) 変更内容：研修指導者の変更
農業二郎 → 代表取締役 農業太郎(農業経験27年)
※変更後の研修指導者の役職と農業の経験年数を記載すること
- (2) 変更日：〇〇〇年〇月〇日
- (3) 変更理由：農業二郎の退職による
 - 必要書類：変更後の研修指導者の履歴書、※
個人情報取り扱いに関する同意書

※過去に提出し、変更がない場合は省略可

2 法人等雇用就農者の氏名が変わったとき

- (1) 変更内容：法人等雇用就農者氏名の変更
- (2) 変更日：氏名を変更した日
- (3) 変更理由：法人等雇用就農者の婚姻による
 - 必要書類：雇用保険または健康保険の氏名変更手続き
後の書類の写しまたは保険証の写し

3 労働条件や契約内容が変わったとき

- (1) 変更内容：基本給 月給20万円→基本給 月給18万円
- (2) 変更日：契約内容を変更した日
- (3) 変更理由：新型コロナウイルスの影響による業績不振
で給与を下げざるをえなくなったため
 - 必要書類：雇用契約内容確認書(様式第2号-7)
または雇用契約書の写し

4 研修内容が大きく変わったとき

- (1) 変更内容：研修内容を変更
- (2) 変更日：研修内容を変更する月の前月
- (3) 変更理由：天候不順により作付け計画を見直すため
 - 必要書類：研修計画(様式第2号-8)

5 代表者を変更するとき

- (1) 変更内容：代表者をAからBへ変更
- (2) 変更日：基本的に必要書類に記載されている就任日または名義変更の日と同一とする
- (3) 変更理由：Aの辞任のため
 - 必要書類：必要書類：全部事項証明書の写し(法人)
定款または議事録の写し(農事組合法人)
労働保険名義変更後の書類の写し(個人)

6 所在地を変更するとき

- (1) 変更内容：AからBへ移転
- (2) 変更日：移転した日
- (3) 変更理由：経営規模拡大のため
 - 必要書類：全部事項証明書の写し(法人)
住民票の写し等(個人)

7 社名を変更するとき(個人経営体の屋号変更は除く)

- (1) 変更内容：社名をAからBへ変更
- (2) 変更日：基本的に全部事項証明書に記載の法人設立年月日と同一とする
- (3) 変更理由：株主総会での決議により
 - 必要書類：全部事項証明書の写し

8 個人経営を法人化するとき

- (1) 変更内容：個人経営を（株）〇〇へ法人化
- (2) 変更日：基本的に全部事項証明書に記載の
法人設立年月日と同一とする
- (3) 変更理由：経営安定のため
 - 必要書類：全部事項証明書の写し
労働保険名義変更後の書類の写し
社会保険の加入を証する書類の写し

— 以上全ての書類が必要です —

9 育児・介護を理由に時短勤務を実施するとき

- (1) 変更内容：育児・介護による時短勤務により、週平均の
所定労働時間が35時間未満となる
- (2) 変更日：時短勤務を開始する日
- (3) 変更理由：育児・介護による時短勤務のため
 - 必要書類：
 - 1) 就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めている場合
 - ①就業規則等の育児・介護短時間勤務規程部分の写し
 - ②育児・介護短時間勤務の申出書の写し
 - ③雇用契約内容確認書（様式第2号-7）、備考欄に時短勤務の旨を記載
 - 2) 従業員数10人未満で、就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めていない場合
 - ①雇用契約書か労働条件通知書の写し（育児・介護休業法と本人の申出に基づき、期間と始業・終業時刻、休憩時間を明記したもの）
 - ②雇用契約内容確認書（様式第2号-7）、備考欄に時短勤務の旨を記載したもの

9 育児・介護を理由に時短勤務を実施するとき

2) ①の場合の、労働条件通知書の記入例

始業・終業の時刻、休憩時間、就業時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等	
	(1) 始業 (8時 00分) 終業 (17時 00分)	
	2 休憩時間 (60) 分	
	3 所定時間外労働の有無 (有)	
	【なお、育児・介護休業法と本人の申し出に基づき、令和5年●月●日から令和5年○月○日の間、1日の所定労働時間を6時間とし、始業・終業の時刻等について以下のとおりとする。】	
	1 始業・終業の時刻等	
	(1) 始業 (8時 00分) 終業 (15時 00分)	
	2 休憩時間 (60) 分	
	3 所定時間外労働の有無 (無)	

※育児・介護を理由に短時間勤務を実施する場合の1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）については20時間以上で可とする

研修の中断・中止

中止・中断
取り下げ

● 速やかに農業会議等に報告すること

研修の中止

助成は1ヶ月単位で行うため、中止日が月の途中だった場合はその月の助成が不可。

中止日が月の最終日だった場合はその月の助成が可能で、各種の要件※を満たしていれば助成金が支払われる。

例) 2026年11月10日中止の場合→11月分は助成不可
2026年11月30日中止の場合→11月分も助成可能

※要件

- ①就業時間が週35時間以上あること（年間を通じた平均でも可）
- ②年間の研修時間がおおむね300時間以上となること
- ③賃金台帳に所得税および雇用保険料の控除額等が記載されていること

研修の中断

中断は、法人等雇用就農者の傷病および天災等により2週間を超えて研修が出来ない場合で、法人等雇用就農者の休暇等個人的な都合によるものは除く。中断を希望する場合は、医師の診断書の写し等を添えて届け出ること。

中断は2週間を超えて研修が出来ない場合で、2ヶ月（※法人等雇用就農者が障害者の場合は6ヶ月）を超える場合には、中断が始まった日をもって中止

2ヶ月（※）以内に研修を再開する場合、中断した日数を延長でき、研修期間の月数の助成が可能。

<延長の例>

**研修期間が2023年6月～2027年5月（48ヶ月）の場合は
中断をしても、総額で48ヶ月×5万円の助成が可能となる。**

中断期間：2024年10月20日～11月9日（21日間）

→2024年10月は1ヶ月に満たないため支払い不可。11月は10月とあわせて1ヶ月を満たすため支払い可能。

→中断日数が延長できるので、2027年6月21日まで就業した場合は2027年6月も支払い可能。

研修実施期間が3ヶ月未満の場合、または研修中止の理由が経営体側にある場合(以下①～⑤)には、助成金は支払われない

- ① 研修が計画どおりに行われていない場合
- ② 著しく研修の効果が認められない場合
- ③ 経営体の都合で研修を中止した場合
- ④ 「雇用就農資金」の規定に違反したとき
- ⑤ 虚偽の報告等不正が認められたとき

※法人等雇用就農者の退職を伴って研修を中止する場合、法人等雇用就農者の退職理由を証明する書類の写しを、提出してください。

例：①雇用保険被保険者離職票
②雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
③解雇通知
④退職願い(具体的理由が記載されているものに限る)
など

*①、②はハローワークにより発行

研修の中止、中断、取り下げを 連絡する文書

中止・中断
取り下げ

■雇用就農資金(中止・中断・取り下げ)届出書 (様式第7号)

記入例:44頁

様式第7号

年 月 日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿
都道府県農業会議会長 殿

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

雇用就農資金(中止・中断・取り下げ)届出書

雇用就農資金(年度第 回 / 雇用就農者育成・独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプ)により取り組んでいた〇〇〇〇(法人等雇用就農者氏名)の研修につきましては、下記により(中止・中断・取り下げ)したいので(中止・中断・取り下げ)届出書を提出いたします。

記

1 研修日等

研修開始日 年 月 日

(中止) 研修中止日 年 月 日

雇用就農資金 (中止・中断・取り下げ)届出書 (様式第7号)の書き方

中止・中断
取り下げ

1 研修中止の場合

(記入例)

研修中止日：2025年3月31日

研修中止の理由：例1 農作業で痛めた腰の回復が見込めないため

例2 独立就農するため

例3 転職するため

※法人等雇用就農者の退職を伴って研修中止する場合、法人等雇用就農者の退職理由を証明する書類を提出してください

【研修中止時に法人等雇用就農者が退職する際の留意点】

助成金交付実績がある法人等雇用就農者が退職した場合、次回応募時において定着率要件※1、増加分支援要件※2に影響する可能性があります。

そのため、法人等雇用就農者の退職後の進路の詳細を必ず把握しておいてください。なお、次回の応募申請書で進路の詳細について記載がない場合は離農扱いとなります。

退職後の進路が以下の場合は、詳細を必ず聞き取ってください。

退職後の進路	聞き取る内容（進路の詳細）
独立就農・親元就農	就農した地域（市町村名まで）
他の法人等で就農	就農先の法人等名
農業教育機関等に就学	就学先の機関等名

※1 定着率要件

雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業として実施年度の5カ年度前から前年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が2人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の1/2以上であること。

※2 増加分支援要件

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝増加分支援要件、「過去に支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分を本事業の対象とする」）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用しなければならない。（詳細は10～12頁）

2 研修中断の場合

（記入例）

研修中断期間 : 2025年2月8日～2025年4月7日

研修再開予定 : 2025年4月8日

研修中断の理由 : 2月6日に行った肥料の搬出作業の際、無理な姿勢で作業を続けていたところ、持病の腰痛が悪化し、翌2月7日に病院で診察を受けた結果、2ヶ月間の静養を言い渡された

【研修を中断する場合の留意点】

- (1) 中断は、2週間を超えて研修ができない場合とし、2ヶ月(暦に合わせた日数)以内に研修を再開するまでの期間
 - ※ 2週間以内は休暇扱いとする
 - ※ 2ヶ月を超える場合は、中断が始まった日をもって中止とする(法人等雇用就農者が障がい者の場合は6ヶ月)
- (2) 中断を希望する場合は、医師の診断書の写し等を添えて届け出る
- (3) 中断理由は、原則、天災事変や法人等雇用就農者および研修指導者の病気・怪我・出産によるものに限定する
以下の理由は中断を認めず、中止とする
 - 抽象的な理由(例：一身上の都合)
 - 個人的な理由(例：自動車免許の取得等)

3 研修取り下げの場合

(記入例)

取り下げ日 : 2023年5月30日

取り下げ理由 : 法人等雇用就農者の田畑耕作が
2023年5月26日付で退職したため

※取り下げは、採択決定後、研修開始日までの間に研修が行えなくなった場合のみ行うこととする

本事業では、法人等雇用就農者の定着状況等に関する調査を事業終了直後と、事業終了後1年後に実施しますので、必ず回答をお願いいたします。

1 「法人等雇用就農者の進路等についての確認調査」について

研修終了直後に都道府県農業会議等が、農業法人等と法人等雇用就農者に対して実施する調査です。調査に回答いただけないと助成金のお支払いができなくなり、既に支払い済みの場合は返還になる可能性もありますのでご注意ください。

2 農業法人等宛ての調査について

研修終了1年後、全国農業会議所が農業法人等宛てに実施する調査です。この調査に回答していただけないと次回の募集に応募できなくなりますのでご注意ください。

3 法人等雇用就農者宛ての調査について

研修終了1年後、法人等雇用就農者が農業法人等を退職した場合等に全国農業会議所が法人等雇用就農者に向けて実施する調査です。事業実施の要件になっていますのでご協力をお願いいたします。

※ 1および2の調査で法人等雇用就農者の退職が判明し、農業会議等が法人等雇用就農者に聞き取りできなかった場合は、退職理由を確認するため「雇用保険被保険者離職票」などの書類をご提出いただきます。

※ 法人等雇用就農者が退職した場合、進路詳細を確認するようお願いいたします。

関係書類の保存（会計検査等への対応）

その他
注意点

以下の書類について、研修修了後、最後の助成金が振り込まれた翌年度の4月1日から起算して5年間、責任をもって保存してください。

- ① 応募申請時の全ての書類の写し（研修実施計画書）
- ② 採択通知書（全国農業会議所発行）
- ③ 助成金申請時の全ての書類の写し（助成金交付申請書）
（4年間の研修で9回程度申請）
- ④ 助成金交付決定通知書（全国農業会議所が申請回毎に発行）

中止・中断・変更があった場合のみ、以下の書類を保存

- ⑤（中止・中断・取下げ）届出書の写し（添付書類含む）
- ⑥ 中止決定書（全国農業会議所発行）
- ⑦（研修実施計画書・雇用契約内容確認書）変更届出書の写し（添付書類含む）

※その他、雇用就農資金に関わる全ての書類を保管してください。

【労働時間週35時間要件】助成金交付の考え方について

R5-1回募集

助成金申請回

2023												2024												2025												2026												2027																																																											
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5																																																
①												②												③												④												⑤												⑥												⑦												⑧												⑨											

(研修記録簿)

《法人等雇用就農者の各月の就業時間(実労働時間※出勤簿・賃金台帳より転記)及び研修時間》

※就業時間: 4月支払給与の算定期間が3/21~4/20 → 3/21~4/20の実労働時間を「4月」の欄に記入
4月支払給与の算定期間が3/1~3/31 → 3/1~3/31の実労働時間を「4月」の欄に記入

※研修時間: 1日~末日までの研修時間を記入。年間の研修時間がおおむね300時間以上である必要があります。

各月就業時間		(対象期間)												各月研修時間																																						
月	時間	←	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	時間					
月	時間	←	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	時間					
月	時間	←	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	時間					
月	時間	←	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	時間					
月	時間	←	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	時間					
月	時間	←	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	時間					
週平均	時間																																																	時間		
合計																																																				時間

助成金交付申請書「各月就業時間」欄、出勤簿、賃金台帳で確認します。

①の助成金申請時の確認

- ・①で35時間の要件を満たせばクリア
- ・①で35時間の要件を満たさない場合 → ①について留保

②の助成金申請時の確認

- ・①がクリア済みの場合、②について要件を満たせばクリア
- ・②の期間のみで要件を満たさなくとも、①～②の通算(10ヶ月)で要件を満たさなくとも、①～②の通算(10ヶ月)で要件を満たさない場合 → ②について条件付き支払い(※①を留保している場合は①～②を条件付き支払い)
- ・①～②の通算(10ヶ月)で要件を満たさない場合 → ※条件付きで支払っている場合は、後に返還の可能性があるのでに留意

③の助成金申請時の確認

- ・①～②がクリア済みの場合、③について要件を満たせばクリア
- ・①～②がクリア済みで、③の期間のみで要件を満たさない場合 → ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で35時間の要件を満たさず場合 → ③について留保
- ・①～②がクリア済みでなく、③の期間のみで要件を満たさず場合 → ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で35時間の要件を満たさず場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し
- ・①～②がクリア済みでなく、③の期間のみで要件を満たさず場合 → ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で35時間の要件を満たさず場合 → クリア
- ・①～②がクリア済みでなく、③の期間のみで要件を満たさず場合 → ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で35時間の要件を満たさず場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し(※条件付きで支払っている場合には返還)

④の助成金申請時の確認

- ・③がクリア済みの場合、④について要件を満たせばクリア
- ・④の期間のみで要件を満たさなくとも、③～④の通算(1年間)で要件を満たせば④についてクリア(※③を留保している場合は③～④についてクリア)
- ・③～④の通算(1年間)で要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し

⑤の助成金申請時の確認

- ・⑤で35時間の要件を満たせばクリア
- ・⑤で35時間の要件を満たさない場合 → ⑤について留保

⑥の助成金申請時の確認

- ・⑤がクリア済みの場合、⑥について要件を満たせばクリア
- ・⑥の期間のみで要件を満たさなくとも、⑤～⑥の通算(1年間)で要件を満たせば⑥についてクリア(※⑤を留保している場合は⑤～⑥についてクリア)
- ・⑤～⑥の通算(1年間)で要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し

⑦の助成金申請時の確認

- ・⑦で35時間の要件を満たせばクリア
- ・⑦で35時間の要件を満たさない場合 → ⑦について留保

⑧の助成金申請時の確認

- ・⑦がクリア済みの場合、⑧について要件を満たせばクリア
- ・⑧の期間のみで要件を満たさなくとも、⑦～⑧の通算(1年間)で要件を満たせば⑧についてクリア(※⑦を留保している場合は⑦～⑧についてクリア)
- ・⑦～⑧の通算(1年間)で要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し

⑨の助成金申請時の確認

- ・⑨で35時間の要件を満たせばクリア
- ・⑨の期間のみで要件を満たさない場合 → ⑦の6月～⑨(2026年6月～2027年5月の1年間)で35時間の要件を満たさず場合 → クリア
- ・⑨の期間のみで要件を満たさない場合 → ⑦の6月～⑨(2026年6月～2027年5月の1年間)で35時間の要件を満たさず場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し

【研修年300時間(≒1ヶ月25時間)要件】助成金交付の考え方について

R5-1回募集
助成金申請回

2023	2024	2025	2026	2027
6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨			

(研修記録簿)

《法人等雇用就農者の各月の就業時間(実労働時間※出勤簿・賃金台帳より転記)及び研修時間》

※就業時間：4月支給給与の算定期間が3/21~4/20 → 3/21~4/20の実労働時間数を「4月」の欄に記入
4月支給給与の算定期間が3/1~3/31 → 3/1~3/31の実労働時間数を「4月」の欄に記入

※研修時間：1日~末日までの研修時間を記入。年間の研修時間がおおむね300時間以上である必要があります。

各月就業時間		(対象期間)		各月研修時間	
月	時間	月	日	月	時間
月	時間	月	日	月	時間
月	時間	月	日	月	時間
月	時間	月	日	月	時間
月	時間	月	日	月	時間
月	時間	月	日	月	時間
週平均	時間			合計	時間

助成金交付申請書「各月就業時間」欄で確認します。

- ①の助成金申請時の確認
- ・①で研修300時間(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)の要件を満たさなければクリア
 - ・①で研修300時間(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)の要件を満たさない場合 → ①について留保
- ②の助成金申請時の確認
- ・①がクリア済みの場合、②について要件(=1ヶ月25時間、4ヶ月で100時間)を満たせばクリア
 - ・②の期間のみで要件を満たさなくとも、①～②の通算で要件(=1ヶ月25時間、10ヶ月で250時間)を満たせば②についてクリア(※①を留保している場合は①～②についてクリア)
 - ・①～②の通算で要件(=1ヶ月25時間、10ヶ月で250時間)を満たさない場合 → ②について条件付き支払い(※①を留保している場合は①～②を条件付き支払い)
- ※条件付きで支払っている場合は、後に返還の可能性があることに留意
- ③の助成金申請時の確認
- ・①～②がクリア済みの場合、③について要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たせばクリア
 - ・①～②がクリア済みのみで要件を満たさない場合 → ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で300時間の要件を満たさず場合 → ③について留保
 - ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で300時間の要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し
 - ・①～②がクリア済みでなく、③の期間のみで要件を満たさず場合 → ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で300時間の要件を満たさず場合 → クリア
 - ①～③の5月(2023年6月～2024年5月の1年間)で300時間の要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し
- (※条件付きで支払っている場合には返還)
- ・①～②がクリア済みでなく、③の期間のみで要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し(※条件付きで支払っている場合には返還)
- ④の助成金申請時の確認
- ・③がクリア済みの場合、④について要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たせばクリア
 - ・④の期間のみで要件を満たさなくとも、③～④の通算で要件(1年間で300時間)を満たせば④についてクリア(※③を留保している場合は③～④についてクリア)
 - ・③～④の通算で要件(1年間で300時間)を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し
- ⑤の助成金申請時の確認
- ・⑤で要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たせばクリア
 - ・⑤で要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たさない場合 → ⑤について留保
- ⑥の助成金申請時の確認
- ・⑤がクリア済みの場合、⑥について要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たせばクリア
 - ・⑥の期間のみで要件を満たさなくとも、⑤～⑥の通算で要件(1年間で300時間)を満たせば⑥についてクリア(※⑤を留保している場合は⑤～⑥についてクリア)
 - ・⑤～⑥の通算で要件(1年間で300時間)を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し
- ⑦の助成金申請時の確認
- ・⑦で要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たせばクリア
 - ・⑦で要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たさない場合 → ⑦について留保
- ⑧の助成金申請時の確認
- ・⑦がクリア済みの場合、⑧について要件(=1ヶ月25時間、6ヶ月で150時間)を満たせばクリア
 - ・⑧の期間のみで要件を満たさなくとも、⑦～⑧の通算で要件(1年間で300時間)を満たせば⑧についてクリア(※⑦を留保している場合は⑦～⑧についてクリア)
 - ・⑦～⑧の通算で要件(1年間で300時間)を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し
- ⑨の助成金申請時の確認
- ・⑨で要件(=1ヶ月25時間、2ヶ月で50時間)を満たせばクリア
 - ・⑨の期間のみで要件を満たさない場合 → ⑦の7月～⑨(2026年6月～2027年5月の1年間)で300時間の要件を満たさず場合 → クリア
 - ⑦の7月～⑨(2026年6月～2027年5月の1年間)で300時間の要件を満たさない場合 → 助成金は支払わず、採択を取り消し

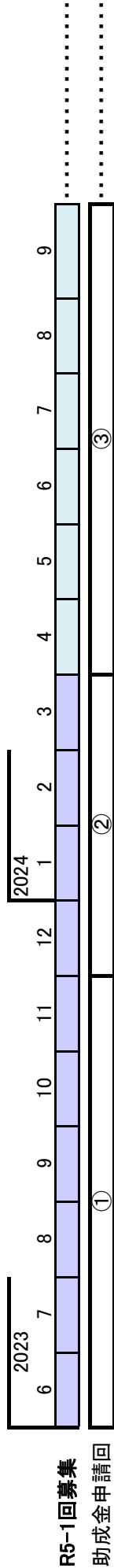
【労働環境整備要件】助成金交付の考え方について

【確認方法】

1. 基本は、助成金申請区分ごとに、要件を満たすか確認する。要件を満たせば支払い
2. 助成金申請区分では、要件を満たさなかった場合
 → **助成金を条件付きで支払い、当該期間が研修開始から1年または翌決算期末を超えている場合、「取消」となり、条件付き支払いで交付している分も含めて「返還」**

【必須要件】

- 休憩・休日・有給休暇の付与
- 【選択要件、以下1つから選択】
- 年間総労働時間(応募時に確認できた場合を除く)、○従業員の人材育成および評価、○働き方改革に資する施設



R5-1回募集

助成金申請回

①の助成金申請時の確認

- ①で職場環境整備の要件を満たせばクリア
- ①で要件を満たさない場合 → 条件付き支払い

②の助成金申請時の確認

- ②で職場環境整備の要件を満たせばクリア
- ②で要件を満たさない場合 → ②について条件付き支払い

③2024年5月までの助成金申請時の確認

- ③で職場環境整備の要件を満たせばクリア
- ③で要件を満たさない場合 → ③の助成金は支払わず採択を取り消し(※①～③のうち条件付き支払いがある場合は対象期間の助成金を返還)
- 注意)要件を満たさないこととなるため、以降の助成金申請は不可**

※従業員の人材育成および評価については、研修開始後の翌決算期末まで確認

様式記入例

一般社団法人全国農業会議所会長 殿
都道府県農業会議会長 殿※

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

雇用就農資金申請書変更届出書

雇用就農資金（令和 5 年度第 1 回／雇用就農者育成・独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプ）により取り組んでいた〇〇〇〇（法人等雇用就農者氏名）に係る雇用就農資金申請書（様式第 2 号）の内容について、下記のとおり変更したいので、変更届出書を提出いたします。

記

研修指導者変更の場合は、
新規研修指導者の「履歴書」・「個人情報
の取り扱いに関する同意書」の
添付を忘れずに

1 変更内容

研修指導者の変更

農業二郎 → 代表取締役 農業 太郎（農業経験 27 年）

2 変更日

2025年 3月 1日

3 変更理由 農業二郎の退職による

その他、この変更届出書を提出する時の必要書類(詳細は 27～30 頁参照)

- ・法人等雇用就農者氏名を変更したとき
 - 雇用保険または健康保険の氏名変更手続き後の書類の写しまたは保険証の写し
- ・社名、所在地を変更したとき(法人化したときを含む)
 - 法人経営の場合 : 全部事項証明書の写し
 - 個人経営の場合 : 住民票の写しなど
 - 個人経営を法人化する場合: 全部事項証明書の写し、労働保険の変更後の書類の写し、社会保険の加入を証する書類の写し
- ・代表者を変更したとき
 - 全部事項証明書の写しや労働保険の名義変更後の書類の写しなど
- ・労働条件や研修内容が大きく変わったとき
 - 雇用契約内容確認書や研修計画書

※研修指導者を変更する場合は、研修指導者の農業経験年数と役職も記載すること。

※神奈川県の場合は「公益社団法人神奈川県農業会議 会長殿」

※兵庫県の場合は「公益社団法人ひょうご農林機構 理事長殿」

※鳥取県の場合は「公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 理事長殿」

2025年 3月 31日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿
都道府県農業会議会長 殿※

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

雇用就農資金（中止・**中断**・取り下げ）届出書

雇用就農資金（令和5年度第1回／**雇用就農者育成・独立支援タイプ**又は新法人設立支援タイプ）により取り組んでいた〇〇〇〇（法人等雇用就農者氏名）の研修につきましては、下記により（中止・**中断**・取り下げ）したいので（中止・**中断**・取り下げ）届出書を提出いたします。

記

1 研修日等

研修開始日 2023年 6月 1日

〈中止〉
研修中止日 年 月 日

〈**中断**〉
研修中断期間 2025年3月4日～2025年4月11日

研修再開予定日 年 月 日

〈取り下げ〉
取り下げ日 年 月 日

（注）取り下げは、採択決定後、研修開始日までの間に研修が行えなくなった場合のみ。

研修の中断期間は、
2週間超え～2か月以内
2か月を超える場合は中止

2 （中止・**中断**・取り下げ）の理由

- 法人等雇用就農者の退職 ⇒設問3へお進みください
- 経営体の都合（指導者の転退職）（内容： ）
- 法人等雇用就農者の都合（結婚、出産、子育て、介護、家庭の事情等）
（内容： ）
- 研修計画より短期間で研修を修了
- 法人等雇用就農者の病気、怪我（内容： 持病の腰痛が悪化し、約2か月の静養が必要になった ）
・**中断を希望する場合は、医師の診断書の写しを添えて届け出てください。**
- その他（ ）

（**中断理由として受付できない例**）

- ・一身上の都合により （もっと具体的な理由を記載する）
- ・普通自動車免許取得のため（個人的な理由の**中断は不可**）

天災事変や法人等雇用就農者および研修指導者の病気・怪我等以外は、原則として**中断不可**

3 中止・取り下げに伴い退職する場合の退職理由

（退職後の進路： 農業関係 農業以外 未定・不明）

- 経営体の都合（人員整理、事業継続困難等）
- 法人等雇用就農者の素行不良（欠勤等）による解雇
- 家庭の都合（結婚、出産、子育て、介護等）により通勤、就業が困難（距離又は時間的拘束によるもの）
- 法人等雇用就農者の病気・怪我（農作業に起因しないもの）

- 独立就農、親元・親族元就農
- 職場環境
 - 休日が少ない、休暇を取得しにくい
 - 労働時間が長い、早朝深夜勤務がある
 - 農作業に起因する身体の不調・怪我、体力不足
 - 社会保険の適用がない
 - 給与水準が低い
 - キャリアパスが示されていない
 - 福利厚生施設（休憩室、男女別トイレ、更衣室、シャワー等）がない
 - 経営体の将来ビジョンが示されていない
 - 教育・研修が十分に行われていない
 - 職場の人間関係
- その他（）

※後日、法人等雇用就農者が退職した理由を証明する書類の写しをご提出いただく場合があります。その際、ご提出がない場合は経営体都合による退職と判断します。

- 例
- ①雇用保険被保険者離職票
 - ②解雇通知書
 - ③退職願い（理由が記載されているものに限る）など

※神奈川県の場合は「公益社団法人神奈川県農業会議 会長殿」

※兵庫県の場合は「公益社団法人ひょうご農林機構 理事長殿」

※鳥取県の場合は「公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 理事長殿」

2025年 3月 31日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿
都道府県農業会議会長 殿※

株式会社〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

雇用就農資金（中止・中断・取り下げ）届出書

雇用就農資金（令和5年度第1回／雇用就農者育成・独立支援タイプ又は新法人設立支援タイプ）により取り組んでいた〇〇〇〇（法人等雇用就農者氏名）の研修につきましては、下記により（中止・中断・取り下げ）したいので（中止・中断・取り下げ）届出書を提出いたします。

記

1 研修日等

研修開始日 2023年 6月 1日

〈中止〉

研修中止日 2025年 3月31日

〈中断〉

研修中断期間 年 月 日～ 年 月 日

研修再開予定日 年 月 日

〈取り下げ〉

取り下げ日 年 月 日

（注）取り下げは、採択決定後、研修開始日までの間に研修が行えなくなった場合のみ。

2 （中止・中断・取り下げ）の理由

- 法人等雇用就農者の退職 ⇒設問3へお進みください
- 経営体の都合（指導者の転退職）（内容： ）
- 法人等雇用就農者の都合（結婚、出産、子育て、介護、家庭の事情等）
（内容： ）
- 研修計画より短期間で研修を修了
- 法人等雇用就農者の病気、怪我（内容： ）
- その他（ ）

3 （中止・取り下げに伴い退職する場合の退職理由

（退職後の進路： 農業関係 農業以外 未定・不明）

- 経営体の都合（人員整理、事業継続困難等）
- 法人等雇用就農者の素行不良（欠勤等）による解雇
- 家庭の都合（結婚、出産、子育て、介護等）により通勤、就業が困難（距離又は時間的拘束によるもの）
- 法人等雇用就農者の病気・怪我（農作業に起因しないもの）
- 独立就農、親元・親族元就農
- 職場環境
- 休みが少ない、休暇を取得しにくい
- 労働時間が長い、早朝深夜勤務がある
- 農作業に起因する身体の不調・怪我、体力不足
- 社会保険の適用がない

- 給与水準が低い
- キャリアパスが示されていない
- 福利厚生施設（休憩室、男女別トイレ、更衣室、シャワー等）がない
- 経営体の将来ビジョンが示されていない
- 教育・研修が十分に行われていない
- 職場の人間関係
- その他（ ）

※後日、法人等雇用就農者が退職した理由を証明する書類の写しをご提出いただく場合があります。その際、ご提出がない場合は経営体都合による退職と判断します。

- 例
- ①雇用保険被保険者離職票
 - ②解雇通知書
 - ③退職願（理由が記載されているものに限る）など

※神奈川県の場合は「公益社団法人神奈川県農業会議 会長殿」

※兵庫県の場合は「公益社団法人ひょうご農林機構 理事長殿」

※鳥取県の場合は「公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 理事長殿」

研修中止時に法人等雇用就農者が退職する際の留意点

助成金交付実績がある法人等雇用就農者が退職した場合、次回応募時において定着率要件^{※1}、増加分支援要件^{※2}に影響する可能性があります。

そのため、法人等雇用就農者の退職後の進路の詳細を必ず把握しておいてください。なお、次回の応募申請書で進路の詳細について記載がない場合は離農扱いとなります。

退職後の進路が以下の場合は、詳細を必ず聞き取ってください。

退職者の進路	聞き取る内容（進路の詳細）
独立就農・親元就農	就農した地域（市町村名まで）
他の法人等で就農	就農先の法人等名
農業教育機関等に就学	就学先の機関等名

※1 定着率要件

雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業として実施年度の5カ年度前から前年度までに研修を開始した法人等雇用就農者等が2人以上いる場合、農業に従事している法人等雇用就農者等の数が、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の数の1/2以上であること。

※2 増加分支援要件

雇用就農資金では、新規雇用就農者の増加分が支援対象となる（＝増加分支援要件、「過去に支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分を本事業の対象とする」）。そのため、過去に雇用就農資金の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合、新たに支援を受けるためには、当該離農者分にあたる新規就農者（＝補完雇用就農者）を雇用しなければならぬ。（詳細は10～12頁）

手書きの場合は、ボールペンまたはPC入力をお願いします（鉛筆不可）

法人等雇用就農者が「多様な人材」として採択された場合は、チェックを入れてください（☑多様な人材）

様式第10号

〈令和5年度第1回〉

多様な人材

雇用就農資金助成金交付申請書（第1回）

一般社

対応する申請回を選択してください（申請回を選択すると、対象期間が表示されます）

2023年12月4日

事業実施農業法人等々

有限会社 東京農場

申請する月数を選択してください。選択しないと、交付金額が反映されません。
※中断期間がある場合は、中断日数を除外して、1ヶ月を満たす月数にしてください。

第3第5の5の規定

交付期間の終了日が異なる場合は、修正してください

法人等雇用就農者氏名	田畑 耕作
交付期間	2023年6月1日 ~ 2027年5月31日
今回申請する助成金の対象期間	2023年6月1日 ~ 2023年11月30日 (6ヶ月分)
交付金額	300,000円 (50,000円/月)

ひと月当たり 50,000円
(法人等雇用就農者が「多様な人材の場合」は 62,500円)

助成金の振込口座

フリガナ	マルマルギンコウ		
金融機関名	●●銀行		
支店番号	001	フリガナ	ホンテン
		支店名	本店
預金種目 ※選択して下さい		口座番号	0123456
フリガナ	ユウゲンガイシャトウキョウノウジョウ		
口座名義人名	有限会社東京農場		

※2回目以降の申請については、前回から変

法人の方は法人名義の口座をご記入ください。
個人の口座名義人を入力する場合、屋号と個人名の間スペースを入れてください。
屋号の後に役職がある場合は、屋号・役職・個人名の間にもスペースを入れてください。
また個人名は苗字と名前の間にもスペースを入れてください。
2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は記入不要です。

(研修記録簿)

《法人等雇用就農者の各月の就業時間(実労働時間※出勤簿・賃金台帳より転

※就業時間 4月支払給与の算定期間が3/21~4/20 → 3/21~4/20の実労働時間数を「4月」
4月支払給与の算定期間が3/1~3/31 → 3/1~3/31の実労働時間数を「4月」

※研修時間 1日~末日までの研修時間を記入。年間の研修時間がおおむね300時間以上である必要があります。

**月初~月末に実施した
研修時間をご記入ください**

各月就業時間		(対象期間)		各月研修時間	
6月	176 時間 ←	5月 1日 ~	5月 31日	6月 (6月1日 ~ 30日)	35 時間
7月	168 時間 ←	6月 1日 ~	6月 20日	7月 (7月1日 ~ 21日)	40 時間
8月	190 時間 ←				44 時間
9月	180 時間 ←				49 時間
10月	172 時間 ←				41 時間
11月	154 時間 ←				30 時間
週平均	43.33 時間			合計	239 時間

**給与の算定期間と、その期間の
就業時間(実労働時間)を賃金台帳ま
たは出勤簿から転記してください。**

(例1) 20日締め当月末払いの場合
→ 6月支払給与の算定期間は 5/21~6/20
(例2) 月末締め翌月20日払いの場合
→ 6月支払給与の算定期間は 5/1~5/31

**原則、週平均 35 時間以上
での助成となります**

**年間 300 時間以上の研修を行
ってください。300 時間に満
たない場合は助成できません**

《各月の研修内容》 実

各月研修内容(実績)

6月	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得 (マルチ張り、ランナー除去)等
7月	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得 (葉かき・ランナー除去等)
8月	イチゴ栽培の基礎的な技術の習得 (病害虫の防除、温度管理)

9月	イチゴ栽培の基礎的な技術、 環境整備技術、管理技術の習得
10月	イチゴ栽培の基礎的な技術、 管理技術の習得(GGAP)
11月	イチ (収穫)

**各月の研修内容をおおよそ 30 文字
以内で詳しく記入してください。**

《法人等雇用就農者の所感(疑問、課題等を含む)(6月~11月の研修総括)》

研修を通して、イチゴ栽培の基本的な技術が、より習得できたと思います。
私はこれまで農業大学校で2年間イチゴを育苗してきたが、高設栽培で土耕栽培は経験したことがなく、土耕栽培での収
穫、温度管理など今回の研修で初めて学ぶことも多くとてもいい経験になりました。

《研修指導者の所感(法人等雇用就農者の所感に対する対応、指導結果等を

マルチ張り、葉かき、収穫、パッキングといった一連の作業を手際に行うことが
また、栽培環境の変化を注意深く観察し、生育に必要なパラメータをDX化した
ウォーターカーテンの準備などに対応できている。

**法人等雇用就農者、研修指導者の所
感をそれぞれおおよそ 140 文字以
内で詳しく記入してください。**

《経営体チェック欄》以下の点を満たしている場合、各欄にチェックをしてください

- 法人等雇用就農者が正社員として勤務している(独立支援タイプ)
- 助成金申請期間を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間以上
→変形労働時間制を採用しているため、今回の助成金申請期間を通じて、
法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)以上ない場合
 1年間を通じて、法人等雇用就農者の就業時間が週35時間(=月140時間)以上となる見込みである
- 所得税及び雇用保険料等の控除を行っている
- 研修計画に基づき適切に研修を実施した

**経営体が必ずチェックしてください
チェック漏れにご注意ください**

《法人等雇用就農者チェック欄》以下の点を満たしている場合、各欄にチェックをしてください

- 上記の申請内容及び添付の出勤簿・賃金台帳等が実態と相違がない
- 経営体から、研修計画に基づき適切に研修を受けている

**法人等雇用就農者が必ずチェックしてください
チェック漏れにご注意ください**

※ 独自の賃金台帳がある場合は、その写しをご提出ください。

2023 年 賃 金 台 帳 (常時使用される労働者に対するもの)

会 社 名 有 限 会 社 東 京 農 場

生 年 月 日	賃 金 計 算 期 間	従 事 す る 業 務	氏 名	性 別
1989年8月20日	末日締 10日払 <input type="checkbox"/> 当月 <input checked="" type="checkbox"/> 翌月	農作業に関わる業務全般	田畑 耕作	男
賃金計算期間	1/1-1/31 2/1-2/28 3/1-3/31 4/1-4/30 5/1-5/31 6/1-6/30 7/1-7/31 8/1-8/31 9/1-9/30 10/1-10/31 11/1-11/30			合計
支払月日	2月10日 3月10日 4月10日 5月10日 6月9日 7月10日 8月10日 9月8日 10月10日 11月10日 12月8日			
労働日数	22 20 23 20 23 22 21 23 21 22 22			239
労働時間数	187 170 195.5 170 176 168 190 180 172 154 187			1950
休日労働時間数				
早出残業時間数				
深夜労働時間				
基本賃金	183,000	183,000	83,000	183,000
所定時間外割増賃金				
住宅手当	40,000	40,000	40,000	40,000
職務手当	20,000	20,000	20,000	20,000
通勤手当	6,500	6,500	6,500	6,500
小計	249,500	249,500	249,500	249,500
臨時の給与				
賞与				
給与総支給額	249,500	249,500	249,500	249,500
健康保険料	11,844	11,844	11,844	11,844
厚生年金保険料	21,960	21,960	21,960	21,960
雇用保険料	998	998	998	998
住民税	10,250	10,250	10,250	10,250
給与所得税	5,270	5,270	5,270	5,270
控除額合計	50,322	50,322	50,322	50,322
差引合計額	199,178	199,178	199,178	199,178
実物給与				
差引支給額	199,178	199,178	199,178	199,178
領収者印				
合計	2,744,500	2,744,500	2,744,500	2,744,500

初回申請時は採用当初からの分が記入された2022年の台帳と、
2023年の台帳を併せてご提出ください。

【参考】賃金台帳の記載すべき事項は法律で定められていますので、ご注意ください。(本事業の要件ではありません)
記載事項: ①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額